



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 3月31日月曜日 第1443号外 6

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....	1
愛媛県環境保全森林整備事業補助金交付規程の全部改正.....	18

告 示

○愛媛県告示第 806 号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成15年 3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「育成単層林及び育成複層林の整備等を図ることにより、森林資源の造成及び整備を計画的かつ総合的に促進するとともに、山村地域社会の健全な発展と森林の有する国土保全、水源のかん養等の公益的機能の充実」を「森林が国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有することから、その重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的な機能の維持及び増進を図り、森林環境の保全」に改める。

第2条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 水土保全林整備事業
 - ア 公的森林整備推進事業
 - イ 流域公益保全林整備事業
- (2) 共生林整備事業
 - ア 絆の森整備事業
- (3) 資源循環林整備事業
 - ア 流域循環資源林整備事業

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 機能回復整備事業
 - ア 保全松林緊急保護整備事業
 - イ 特定森林造成事業
 - ウ 被害地等森林整備事業

第2条第2項を次のように改める。

2 水土保全林整備事業及び資源循環林整備事業の事業の規模は、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上とする。ただし、育成単層林整備のうち整理伐、単層林改良及び保育（天然更新型）並びに育成複層林整備以外のものにあつては、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、1事業主体（第5条に規定する事業主体をいう。以下この項及び第4項において同じ。）による施行地の面積の合計が4ヘクタール以上（水土保全林整備事業の流域公益保全林整備

事業又は資源循環林整備事業で、生産森林組合が事業主体であるものにあつては3ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者又は市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）が事業主体であるものにあつては0.5ヘクタール以上）とする。第2条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 共生林整備事業は、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、5ヘクタール以上のまとまりがある森林で行うものとする。

4 機能回復整備事業は、保全松林緊急保護整備事業及び特定森林造成事業にあつては1施行地の面積が0.1ヘクタール以上、被害地等森林整備事業にあつては1施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、1事業主体による施行地の面積の合計が0.5ヘクタール以上の森林で行うものとする。

第3条第1項から第4項までを次のように改める。

水土保全林整備事業は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条の2第1号ロに規定する水源かん養機能等維持増進森林の整備を行う事業で、公的森林整備推進事業にあつては森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式又は市町村のあつせんに基づく受託による森林施業を市町村森林整備事業計画（市町村長が地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、森林法第10条の5の規定に基づき策定された市町村森林整備計画の達成に資するものとして作成したものをいう。以下「事業計画」という。）に基づき実施するものと、流域公益保全林整備事業にあつては流域における水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業を事業計画に基づき実施するものとし、その区分、補助基準及び補助率（以下「区分等」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 共生林整備事業の絆の森整備事業は、森林法施行規則第9条の2第1号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林の整備を行う事業で、身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林を分野とした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備又は野生動物との共存のための森林整備を事業計画に基づき実施するものとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

3 資源循環林整備事業の流域循環資源林整備事業は、森林法第5条第2項第4号の3に規定する公益的機能別施業森林区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）以外の区域内に存する森林の整備を行う事業で、流域における木材等森林資源の循環利用に資するための森林施業を事業計画に基づき実施するものとし、その区分等は、別表第1のとおりとする。

4 機能回復整備事業は、森林の基礎的な機能の回復を目的として行う事業で、保全松林緊急保護整備事業にあつては森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に規定する松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものと、特定森林造成事業にあつては森林の生産力の回復、増進等の観点から、林木の成長が不良な土地及び耕作放棄地等を対象として、土壌条件の改良、植栽等を事業計画に基づき実施するものと、被害地等森林整備事業にあつては森林災害の復旧等諸々の条件に応じた森林資源の造成又は整備を行うものとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。

第3条第5項から第9項までを削り、同条第10項中「別表第10」を「別表第4」に改め、同項を同条第5項とし、同条第11項中「別表第10」を「別表第4」に、「別表第11」を「別表第5」に改め、同項を同条第6項とする。

第4条中「一般造林事業」を「被害地等森林整備事業」に改める。

第5条各号を次のように改める。

(1) 公的森林整備推進事業にあつては、次に掲げるもの

- ア 市町村
- イ 森林整備法人
- ウ 林業公社又は造林公社
- エ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者（市町村有林で行うものに限る。）

(2) 流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業にあつては、次に掲げるもの

- ア 地方公共団体
- イ 森林組合
- ウ 生産森林組合
- エ 森林整備法人
- オ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。以下「公益法人」という。）

カ 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）

キ 森林施業計画の認定を受けた者

ク 市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(3) 絆の森整備事業の市民参加型森林整備にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

- ア 行政支援タイプ 市町村
- イ 市民主導タイプ 森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）

ウ 市民開放タイプ 森林所有者等のうち森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定

を締結した森林所有者

(4) 絆の森整備事業の野生生物共生整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げるものに限る。

- ア 市町村
- イ 森林所有者
- ウ 森林組合
- エ 生産森林組合
- オ 森林組合連合会
- カ 森林整備法人
- キ 森林所有者の団体
- ク 森林施業計画の認定を受けた者

(5) 保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業の特定林地改良及び被害地等森林整備事業にあつては、次に掲げるもの

ア 市町村（被害地等森林整備事業にあつては、森林法第10条の13第2項に規定する森林整備協定に基づく造林事業（以下「森林整備協定造林」という。）として行う場合に限る。）

- イ 森林所有者
- ウ 森林組合
- エ 生産森林組合
- オ 森林組合連合会
- カ 森林整備法人
- キ 森林所有者の団体

(6) 特定森林造成事業の耕作放棄地等森林造成及び造林未済地緊急造林にあつては、市町村

(7) 県単独事業にあつては、次に掲げるもの

- ア 地方公共団体（森林整備協定造林として行う場合に限る。）
- イ 森林所有者
- ウ 森林組合
- エ 生産森林組合
- オ 森林組合連合会
- カ 森林整備法人
- キ 森林所有者の団体

第6条第1項第4号中「森林組合に」を削り、同項中第12号を第14号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同項第8号中「特殊林地改良事業」を「特定林地改良事業」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 事業主体が森林施業計画の認定を受けた者である場合の造林事業にあつては、その森林施業計画認定書の写し

(8) 事業主体が市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者である場合の造林事業にあつては、その協定書の写し

第6条第2項中「第12号」を「第14号」に、「一般造林事業」を「被害地等森林整備事業」に改める。

第9条第3項及び第4項を次のように改める。

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第7号）によりその旨を届け出なければならない。

- (1) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施行地を譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。第3号において同じ。）をしようとする場合又は造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしようとする場合であつて、当該転用又は伐採除去（以下「転用等」という。）に係る面積が1事業年度の1施行地について1ヘクタール以上であるとき。
- (2) 作業路に係る造林の計画期間内に当該造林補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業路（育成単層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。）、育成複層林作業路（育成複層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。）、機能増進保育作業路（長伐期施業を行う林分を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。）、特定間伐作業路（特定間伐において長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。）、長期育成循環作業路（長期育成循環整備の実施のため、長期間継続して使用されるものをいう。以下同じ。）、絆の森作業路（絆の森整備事業において長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。）、高性能林業機械作業路（長期間継続して使用される高性能林業機械による作業に必要な作業路をいう。以下同じ。）、衛生伐作業路（松林を健全に育成し、又は保全するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。）及び特定林地改良作業路（特定林地改良を実施するため、長期間継続して使用される作業路をいう。以下同じ。）（以下「育成単層林作業路等」という。）の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。
- (3) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して8年以内に当該造林補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。
- 4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。
- (1) 前項各号のいずれかに該当するとき 当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額
- (2) 事業計画に基づいて行う事業の場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき 当該取消しに係る事業につき被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額
- (3) 育成単層林作業路等の開設又は改良に係る造林補助事業について、補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。） 当該育成単層林作業路等につき交付を受けた補助金相当額
- (4) 流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業における事業主体が人工造林の伐採前特殊地ごしらえを行つた場合において、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないとき 当該交付を受けた伐採前特殊地ごしらえに係る補助金相当額
- (5) 公的森林整備推進事業、流域公益保全林整備事業、流域循環資源林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体が整理伐を行つた場合で、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないとき（確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。） 当該交付を受けた整理伐に係る補助金相当額
- (6) 公的森林整備推進事業、流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業における誘導伐を行つた場合で、当該林地につき、長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け12林整第718号林野庁長官通知）に基づき締結された長期育成循環施業協定に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき（確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。）及び立木の材積が長期育成循環施業協定に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなるとき 当該交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額
- 第9条に次の2項を加える。
- 5 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守しなければならない。
- 6 絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して10年間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 第10条第1号を次のように改める。
- (1) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用等をするとき（前条第3項第1号に該当するときは除く。）。 第10条中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号を第3号とする。
- 別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

水土保全林整備事業及び資源循環林整備事業

区 分			補 助 基 準		補助率
大区分	中区分	小区分	経 費 の 内 訳	対象となる林分の 年齢級	
1 育 成単 層林 整備	(1) 整理伐		天然林の質的又は構造的な改善を目的として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、前生樹の巻枯らし、林木の枝葉の除去及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費		知事が別に定める基準に基づいて査定した経費（以下「査定経費」という。）の10分の4以内（公的森林整備推進事業にあつては、10分の5以内）
	(2) 人工造林		森林の造成を目的として行う伐採前特殊地ごしらえ、地ごしらえ、植付け、播種、施肥、特殊地ごしらえ造林における前生樹の伐倒及び伐倒木の除去並びに作業路の開設に要する経費並びに諸掛費		同上
	(3) 単層林改良		優良な育成単層林の育成を目的として行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生又は育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植付け）又は播種、施肥、不用萌芽の除去、不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の巻枯らし、林木の枝葉の除去及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費		同上
	(4) 保育（植栽型）	ア 下刈	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費並びに諸掛費	Ⅱ年齢級以下（流域循環資源林整備事業における分収林造林（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第9条の規定に基づき、昭和62年度以降に契約により設定された分収林において、地方公共団体又は森林整備法人が契約当事者かつ事業主体となつて行うものをいう。以下同じ。）にあつては、Ⅶ年齢級以下）	同上
	イ 雪	林木の健全な成長の促進を目的とし	V年齢級以下（流域	同上	

		起こし	て人工林で行う雪圧倒伏木の倒木起こし(ウの倒木起こしに該当するものを除く。)に要する経費及び諸掛費	循環資源林整備事業における分収林造林にあつては、Ⅶ齢級以下)	
		ウ 倒木起こし	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う火災、気象災、病害虫等(以下「気象災等」という。)による倒伏木の倒木起こし(アの下刈又はエの除間伐と同一の施行地で行うものに限る。)に要する経費及び諸掛費	同上	同上
		エ 除間伐	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	Ⅲ齢級以上Ⅶ齢級以下(流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業における森林整備協定造林の広葉樹にあつては、Ⅲ齢級以上Ⅻ齢級以下とし、Ⅶ齢級については、森林法第5条に規定する地域森林計画(以下「地域森林計画」という。)において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に発揮すべきものと定められている森林に存するものに限る。)	同上
		オ 枝打ち a	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う林木の枝葉の一部の除去及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費(地下水の基底流量等の増大等公益的機能の向上を目的とするものに限る。)	Ⅲ齢級以上Ⅵ齢級以下	同上
		カ 枝打ち b	林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う林木の枝葉の一部の除去及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費(スギ又はヒノキの雄花除去等による花粉生産の抑制を目的とするものに限る。)	同上	同上
(5) 保育(天然更新型)		ア 下刈	林木の健全な成長の促進を目的として、原則として地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費並びに諸掛費	Ⅷ齢級以下	同上
		イ 雪起こし	林木の健全な成長の促進を目的として、原則として地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う雪圧倒伏木の倒木起こしに要する経費及び諸掛費	同上	同上
		ウ 除間伐	林木の健全な成長の促進を目的として、原則として地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等につ	同上	同上

			いて行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費			
	(6) 育成単層林作業路開設		育成単層林作業路の開設に要する経費		同上	
2 育成複層林整備	(1) 整理伐		1(1)に同じ。		同上	
	(2) 受光伐	ア 抜き伐り	下層木の植栽若しくは育成等の障害となる林木（以下「支障木」という。）又はあばれ木等の伐倒、伐倒木の搬出集積、支障木又はあばれ木等の巻枯らし及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	支障木についてはⅣ齢級以上Ⅹ齢級以下（平成13年3月30日改正前の造林補助事業実施要領（昭和48年5月15日付け48林野造第90号林野庁長官通知）に基づき定められた森林資源高度化モデル事業で採択されたもののうち長伐期林にあつては、Ⅳ齢級以上ⅩⅡ齢級以下）、あばれ木等についてはⅩ齢級以上	同上	
		イ 枝払い	支障木の枝葉の一部の除去に要する経費及び諸掛費	Ⅲ齢級以上	同上	
	(3) 樹下植栽等		育成複層林の造成を目的として行う地ごしらえ、樹下への苗木の植付け又は播種、施肥、不良木の淘汰、植付け及び播種に伴つて行う地表かき起こし、不用萌芽の除去並びに作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	上層木がⅢ齢級以上	同上	
	(4) 複層林改良		優良な育成複層林の育成を目的として行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生又は育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗木の植付け）又は播種、施肥、不用萌芽の除去、不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の巻枯らし、林木の枝葉の除去及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費		同上	
	(5) 保育（植栽型）	ア 下刈		下層木の健全な成長の促進を目的として行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費並びに諸掛費	下層木がⅤ齢級以下（流域循環資源林整備事業における分収林造林にあつては、Ⅶ齢級以下）	同上
		イ 雪起こし		下層木の健全な成長の促進を目的として行う雪圧倒伏木の倒木起こし（ウの倒木起こしに該当するものを除く。）に要する経費及び諸掛費	同上	同上
ウ 倒木起こし			下層木の健全な成長の促進を目的として行う気象災等による倒伏木の倒木起こし（アの下刈又はエの除間伐	同上	同上	

			と同一の施行地で行うものに限る。)に要する経費及び諸掛費		
		工 除 間伐	下層木の健全な成長の促進を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	下層木がⅢ齢級以上Ⅶ齢級以下(広葉樹にあつては、Ⅲ齢級以上ⅩⅡ齢級以下)	同上
(6) 保育(天然更新型)	ア 下刈		1(5)アに同じ。	1(5)アに同じ。	同上
	イ 雪起こし		1(5)イに同じ。	1(5)イに同じ。	同上
	ウ 除間伐		1(5)ウに同じ。	1(5)ウに同じ。	同上
(7) 育成複層林作業路開設		育成複層林作業路の開設に要する経費		同上	
3 機能増進保育	(1) 抜き伐り等		長伐期施業における適正な密度管理を目的として繰り返し実施する不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積、林木の枝葉の除去及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	Ⅶ齢級以上ⅩⅡ齢級以下	同上
	(2) 機能増進保育作業路開設		機能増進保育作業路の開設に要する経費		同上
4 特定間伐			緊急間伐団地における間伐の実施について(平成12年3月24日付け12林野基第236号林野庁長官通知)に基づく緊急間伐団地において緊急間伐協定に基づき人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰及び不用木又は不良木の搬出集積並びにこれらと一体的に行う採光のための枝葉の除去並びに作業路(特定間伐作業路を含む。)の開設に要する経費並びに諸掛費	Ⅵ齢級以上Ⅸ齢級以下	同上
5 長期育成循環整備	(1) 誘導伐	ア 抜き伐り	長期育成循環施業の実施について(平成13年3月30日付け12林整第718号)に定める長期育成循環団地(以下「長期育成循環団地」という。)の人工林において、長期育成循環施業における適正な密度管理を目的として行う支障木の伐倒、伐倒木の搬出集積及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	Ⅹ齢級以上ⅩⅦ齢級以下	同上
		イ 枝払い	長期育成循環団地の人工林において行う支障木の枝葉の一部の除去に要する経費及び諸掛費	同上	同上
	(2) 樹下植栽等		長期育成循環団地の人工林において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植付け又は播種、施肥、不良木の淘汰、植付け及び播種に伴って行う地表かき起こし、不用萌芽の除去並びに作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	上層木がⅩ齢級以上	同上

		掛費		
	(3) 長期育成 循環改良	長期育成循環団地の人工林において 行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生 又は育成を促す地表かき起こし、稚 幼樹が少ない場合の植付け（植栽後 の確実な成林を図るため必要がある ときは、大苗の植付け）又は播種、 施肥、不用萌芽の除去、不用木の除 去、不良木の淘汰、不用木又は不良 木の巻枯らし、林木の枝葉の除去及 び作業路の開設に要する経費並びに 諸掛費	同上	同上
(4) 保 育（ 植 栽型 ）	ア 下 刈	2(5)アに同じ。	2(5)アに同じ。	同上
	イ 雪 起こ し	2(5)イに同じ。	2(5)イに同じ。	同上
	ウ 倒 木起 こし	2(5)ウに同じ。	2(5)ウに同じ。	同上
	エ 除 間伐	2(5)エに同じ。	2(5)エに同じ。	同上
(5) 保 育（ 天然 更新 型）	ア 下 刈	2(6)アに同じ。	2(6)アに同じ。	同上
	イ 雪 起こ し	2(6)イに同じ。	2(6)イに同じ。	同上
	ウ 除 間伐	2(6)ウに同じ。	2(6)ウに同じ。	同上
	(6) 長期育成 循環作業路 開設	長期育成循環作業路の開設に要する 経費		同上
6 附 帯施 設等 整備	(1) 鳥獣害防 止施設等整 備	健全な森林の造成又は保全を目的と して行う野生鳥獣による森林被害の 防止、野生鳥獣の移動の制御等を図 るための鳥獣害防止施設等の整備に 要する経費並びに諸掛費		同上
	(2) 林内作業 場及び林内 かん水施設 整備	森林の造成又は整備に附帯する苗木 仮植場、資機材置場、間伐材搬出集 積等の林内作業場及び林内かん水施 設の整備に要する経費並びに諸掛費		同上
	(3) 林床保全 整備	造林地の保全を目的として行う下層 植生の誘導により土壌の適性維持を 図るための枝葉の除去、客土、整地 、耕うん、植付け、播種、施肥及び 雑草木の除去並びに小規模で簡易な 排水工、編柵工、土留工等の実施に 要する経費並びに諸掛費		同上
	(4) 高性能林 業機械作業 路開設	流域森林資源循環利用総合対策の実 施について（平成14年3月29日付け 林整計第526号林野庁長官通知）を 実施する地域における高性能林業機 械作業路の開設及び既存の作業路の		同上

		高性能林業機械作業路への改良に要する経費	
(5) 作業路改良		既存の作業路の育成単層林作業路、育成複層林作業路又は機能増進保育作業路への改良に要する経費	同上
(6) 作業路に係る作業ポイント整備		作業路の主要な地点における森林整備に係る高性能林業機械等の作業等に利用できる作業ポイントの整備に要する経費	同上
<p>備考</p> <p>1 公的森林整備推進事業の範囲は、1(2)のうち伐採前特殊地ごしらえ及び6(4)から(6)まで以外のものとする。ただし、5については、市町村長のあつせんに基づく受託により実施するものに限る。</p> <p>2 流域公益保全林整備事業の範囲は、6(4)から(6)まで以外のものとする。</p> <p>3 流域循環資源林整備事業の範囲は、6(5)及び(6)以外のものとする。</p>			

別表第2 (第3条関係)

共生林整備事業

1 絆の森整備事業

区 分			補 助 基 準 (経費の内容)	補 助 率
大区分	中区分	小区分		
1	全体計画調査		全体計画(野生生物共生林整備に係るものを除く。)の策定に必要な調査に要する経費及び諸掛費	査定経費の10分の7以内
2	共生林整備	(1) 市民参加型森林整備	市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈り、希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木又は不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積、作業路の開設等に要する経費及び諸掛費	同上
		(2) 野生生物共生林整備	野生生物の生息又は生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息の場所(ピオトープ)に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹、花木又は餌木の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木又は不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積、作業路の開設等に要する経費及び諸経費	同上
3	附帯施設整備	(1) 市民参加型森林整備	標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽、用水路又は退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設及び簡易な休憩施設の整備等に要する経費及び諸掛費	同上
		(2) 野生生物共生林整備	標識類の整備、苗木置場その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽、用水路又は退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備及び防護柵の設置等に要する経費及び諸掛費	同上
		(3) 林内歩道等整備	共生林の整備及び管理並びに利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び絆の森作業路の開設に要	同上

	する経費	
(4) 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得に要する経費並びに諸掛費	査定経費の10分の4以内
備考		
<p>1 行政支援タイプの事業は、森林所有者、市民グループ（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において市町村等が森林整備を実施するものとする。</p> <p>2 市民主導タイプの事業は、市民グループ等が森林所有者から受託して森林施業計画を作成し、自ら森林の管理及び整備を実施するものとし、その事業の範囲は、1及び3(4)以外のものとする。</p> <p>3 市民開放タイプの事業は、森林施業計画の地域住民への開示又は市町村若しくは市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施するものとし、その事業の範囲は、1及び3(4)以外のものとする。</p>		

別表第3（第3条関係）

機能回復整備事業

1 保全松林緊急保護整備事業

(1) 保全松林健全化整備

区 分			補 助 基 準		補 助 率
大区分	中区分	小区分	経 費 の 内 訳	対象となる林分の年齢	
1 衛生伐	(1) 不用木等の除去及び処理		松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成及び保全を図ることを目的として行う被害木を含む不用木又は不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積、破碎、焼却及び薬剤処理並びに作業路の開設に要する経費並びに諸掛費		査定経費の10分の7以内
	(2) 衛生伐作業路開設		衛生伐作業路の開設に要する経費		同上
備考 保全松林健全化整備は、松くい虫被害対策事業実施要領（平成9年4月1日付け9林野造第82号林野庁長官通知。以下「松くい虫被害対策事業実施要領」という。）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う事業とする。					

(2) 松林保護樹林帯造成

区 分			補 助 基 準		補 助 率
大区分	中区分	小区分	経 費 の 内 訳	対象となる林分の年齢	
1 育成単層林整備	(1) 整理伐		別表第1 1(1)に同じ。		査定経費の10分の7以内
	(2) 人工造林		別表第1 1(2)に同じ。		同上
	(3) 単層林改良		別表第1 1(3)に同じ。		同上
	(4) 保育(植栽型)	ア 下刈	別表第1 1(4)アに同じ。	I 年齢	同上
イ 雪起こし		別表第1 1(4)イに同じ。	II 年齢	同上	
	ウ 倒	林木の健全な成長の促進を目的として人工	V 年齢以下	同上	

	木起こし	林で行う気象災等による倒伏木の倒木起こしに要する経費及び諸掛費			
	工除間伐	別表第1 1(4)エに同じ。	Ⅲ齡級以上 Ⅵ齡級以下	同上	
(5) 保育(天然更新型)	ア 下刈	別表第1 1(5)アに同じ。	別表第1 1(5)アに同じ。	同上	
	イ 雪起こし	別表第1 1(5)イに同じ。	別表第1 1(5)イに同じ。	同上	
	ウ 除間伐	別表第1 1(5)ウに同じ。	別表第1 1(5)ウに同じ。	同上	
(6) 土壌改良	森林の生産力の回復を目的として行う地ごしらえ、植付け(土壌改良木の植付けを含む。)、播種、施肥(石灰及び稲わら等の施用を含む。)及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費			同上	
(7) 育成単層林作業路開設	別表第1 1(6)に同じ。			同上	
2 育成複層林整備	(1) 整理伐	別表第1 2(1)に同じ。		同上	
	(2) 複層林改良	別表第1 2(4)に同じ。		同上	
	(3) 保育(天然更新型)	ア 下刈	別表第1 2(6)アに同じ。	別表第1 2(6)アに同じ。	同上
		イ 雪起こし	別表第1 2(6)イに同じ。	別表第1 2(6)イに同じ。	同上
		ウ 除間伐	別表第1 2(6)ウに同じ。	別表第1 2(6)ウに同じ。	同上
	(4) 土壌改良	1(6)に同じ。		同上	
(5) 育成複層林作業路開設	別表第1 2(7)に同じ。		同上		
3 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	健全な森林の造成又は保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費並びに諸掛費		同上	
備考 松林保護樹林帯造成は、松くい虫被害対策事業実施要領に基づき樹種転換を行う事業とする。					

2 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

区 分			補 助 基 準 (経費の内容)	補 助 率
大区分	中区分	小区分		

1 特定林地改良	<p>林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地ごしらえ、植付け（土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費（特定農村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合にあっては、地ごしらえ、植付け（土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、土留工等の実施及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費）</p>	<p>査定経費の10分の7以内</p>
2 特定林地改良作業路	<p>特定林地改良作業路の開設に要する経費</p>	<p>同上</p>
3 附帯施設等整備	<p>(1) 鳥獣害防止施設等整備</p> <p>健全な森林の造成又は保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費並びに諸掛費</p>	<p>同上</p>
<p>備考 特定林地改良は、森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等を行う事業とする。</p>		

(2) 耕作放棄地等森林造成

区 分			補 助 基 準		補 助 率	
大区分	中区分	小区分	経 費 の 内 訳	対象となる林分の 齢級		
1 育成単層林整備	(1) 整理伐		別表第1 1(1)に同じ。		査定経費の10分の4以内	
	(2) 人工造林		別表第1 1(2)に同じ。		同上	
	(3) 単層林改良		別表第1 1(3)に同じ。		同上	
	(4) 保育(植栽型)	ア 下刈		別表第1 1(4)アに同じ。	Ⅱ齢級以下(分収林造林にあっては、Ⅶ齢級以下)	同上
		イ 雪起こし		別表第1 1(4)イに同じ。	Ⅴ齢級以下(分収林造林にあっては、Ⅶ齢級以下)	同上
		ウ 倒木起こし		林木の健全な成長の促進を目的として人工林で行う気象災等による倒伏木の倒木起こし(アの下刈又はエの除間伐と同一の施行地で行うものに限る。)に要する経費及び諸掛費	Ⅴ齢級以下	同上
	エ 除間伐		別表第1 1(4)エに同じ。	Ⅲ齢級以上Ⅶ齢級以下(Ⅶ齢級については、地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機	同上	

				能を高度に発揮すべきものと定められている森林に存するものに限る。)。ただし、森林整備協定造林の広葉樹にあつてはⅢ齢級以上Ⅻ齢級以下、分収林造林にあつてはⅢ齢級以上Ⅶ齢級以下		
	オ 枝打ち a	別表第1 1(4)オに同じ。		別表第1 1(4)オに同じ。	同上	
	カ 枝打ち b	別表第1 1(4)カに同じ。		別表第1 1(4)カに同じ。	同上	
(5) 保育(天然更新型)	ア 下刈	別表第1 1(5)アに同じ。		別表第1 1(5)アに同じ。	同上	
	イ 雪起こし	別表第1 1(5)イに同じ。		別表第1 1(5)イに同じ。	同上	
	ウ 除間伐	別表第1 1(5)ウに同じ。		別表第1 1(5)ウに同じ。	同上	
(6) 育成単層林作業路開設		別表第1 1(6)に同じ。			同上	
2 育成複層林整備	(1) 整理伐		別表第1 2(1)に同じ。		同上	
	(2) 受光伐	ア 抜き伐り	支障木又はあばれ木等の伐倒、伐倒木の搬出集積、支障木又はあばれ木等の巻枯らし及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	支障木についてはⅣ齢級以上Ⅸ齢級以下、あばれ木等についてはⅩ齢級以上	同上	
		イ 枝払い	別表第1 2(2)イに同じ。		別表第1 2(2)イに同じ。	同上
	(3) 樹下植栽等		別表第1 2(3)に同じ。		別表第1 2(3)に同じ。	同上
	(4) 複層林改良		別表第1 2(4)に同じ。		別表第1 2(4)に同じ。	同上
	(5) 保育(植栽型)	ア 下刈	別表第1 2(5)アに同じ。		下層木がⅤ齢級以下(分収林造林にあつては、Ⅶ齢級以下)	同上
		イ 雪起こし	別表第1 2(5)イに同じ。		同上	同上
		ウ 倒木起こし	下層木の健全な成長の促進を目的として行う気象災等による倒伏木の倒木起こし(アの下刈又はエの除間伐と同一の施行地で行うものに限る。)に要する経費及び諸掛費		下層木がⅤ齢級以下	同上

	工 除 間伐	下層木の健全な成長の促進を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	下層木がⅢ齢級以上Ⅶ齢級以下（Ⅶ齢級については、分収林造林を除き、地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に発揮すべきものと定められている森林に存するものに限る。）	同上
(6) 保 育（ 天然 更新 型）	ア 下 刈	別表第1 2(6)アに同じ。	別表第1 2(6)アに同じ。	同上
	イ 雪 起こ し	別表第1 2(6)イに同じ。	別表第1 2(6)イに同じ。	同上
	ウ 除 間伐	別表第1 2(6)ウに同じ。	別表第1 2(6)ウに同じ。	同上
(7) 育 成複 層 林作 業路 開 設		別表第1 2(7)に同じ。		同上
3 附 帯施 設等 整備	(1) 鳥 獣害 防 止施 設等 整備	健全な森林の造成又は保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費並びに諸掛費		同上
	(2) 林 内作 業 場及 び林 内 かん 水施 設 整備	森林造成又は整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備に要する経費並びに諸掛費		同上
	(3) 生 育環 境 補 完 整備	造林木の確実かつ早急な成長確保を図るために行う筋工及び伏工等簡易な工作物の設置に要する経費及び諸掛費		同上

備考 耕作放棄地等森林造成は、耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う事業とする。

(3) 造林未済地緊急造林

区 分			補 助 基 準		補 助 率
大区分	中区分	小区分	経 費 の 内 訳	対象となる林分の齢級	
1 育 成単 層林 整備	(1) 人 工造 林		別表第1 1(2)に同じ。		査定経費の10分の4以内
	(2) 保 育（ 植栽 型）	ア 下 刈	別表第1 1(4)アに同じ。	Ⅱ齢級以下（分収林造林にあつては、Ⅶ齢級以下）	同上

備考 造林未済地緊急造林は、公益的機能別施業森林区域のうち、伐採後3年以上造林が

行われていない林地であつて植栽によらなければ更新が困難と見込まれるものを対象に、15年以上皆伐をしないことについて協定を締結した上で、郷土樹種の植栽等を行う事業とする。

3 被害地等森林整備事業

区 分			補 助 基 準		補 助 率	
大区分	中区分	小区分	経 費 の 内 訳	対象となる林分の 齢級		
1 育 成単 層林 整備	(1) 整理伐		別表第1 1(1)に同じ。		査定経費の 10分の4以 内	
	(2) 人工造林		別表第1 1(2)に同じ。		同上	
	(3) 単層林改 良		別表第1 1(3)に同じ。		同上	
	(4) 保 育(植 栽型)	ア 下 刈		別表第1 1(4)アに同じ。	I 齢級(森林整備 協定造林にあつて は、II 齢級以下)	同上
		イ 雪 起こ し		別表第1 1(4)イに同じ。	II 齢級(森林整備 協定造林にあつて は、V 齢級以下)	同上
		ウ 倒 木起 こし		林木の健全な成長の促進を目的とし て森林環境保全整備事業実施要領(平 成14年3月29日付け13林整第8 85号林野庁長官通知)に規定する指 定被害地造林(以下「指定被害地造 林」という。)として行う気象災等 による倒伏木の倒木起こし及び作業 路の開設に要する経費並びに諸掛費	V 齢級以下	同上
		エ 除 間伐		別表第1 1(4)エに同じ。	III 齢级以上VI 齢級 以下(森林整備協 定造林にあつては 、III 齢级以上VII 齢 級以下(広葉樹に あつては、III 齢級 以上XII 齢級以下) 。ただし、VII 齢級 については、森林 整備協定造林の広 葉樹を除き、地域 森林計画において 、水源かん養機能 、山地災害防止機 能又は生活環境保 全機能を高度に発 揮すべきものと定 められている森林 に存するものに限 る。)	同上
	(5) 保 育(天 然更 新型)	ア 下 刈		別表第1 1(5)アに同じ。	別表第1 1(5)ア に同じ。	同上
		イ 雪 起こ し		別表第1 1(5)イに同じ。	別表第1 1(5)イ に同じ。	同上
		ウ 除		別表第1 1(5)ウに同じ。	別表第1 1(5)ウ	同上

	間伐		同じ。		
	(6) 育成単層林作業路開設	別表第1 1(6)と同じ。		同上	
2 育成複層林整備	(1) 整理伐	別表第1 2(1)と同じ。		同上	
	(2) 受光伐	ア 抜き伐り 支障木又はあばれ木等の伐倒、伐倒木の搬出集積、支障木又はあばれ木等の巻き枯らし及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	支障木についてはⅣ齢級以上Ⅷ齢級以下（森林整備協定造林にあつては、Ⅳ齢級以上Ⅸ齢級以下）、あばれ木等についてはⅨ齢級以上（森林整備協定造林にあつては、Ⅹ齢級以上）	同上	
		イ 枝払い	別表第1 2(2)イと同じ。	別表第1 2(2)イと同じ。	同上
	(3) 樹下植栽等	別表第1 2(3)と同じ。	別表第1 2(3)と同じ。	同上	
	(4) 複層林改良	別表第1 2(4)と同じ。		同上	
	(5) 保育（植栽型）	ア 下刈	別表第1 2(5)アと同じ。	別表第1 2(5)アと同じ。	同上
		イ 雪起こし	別表第1 2(5)イと同じ。	別表第1 2(5)イと同じ。	同上
		ウ 倒木起こし	下層木の健全な成長の促進を目的として指定被害地造林として行う気象災等による倒伏木の倒木起こし及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	V 齢級以下	同上
		エ 除間伐	下層木の健全な成長の促進を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	下層木がⅢ齢級以上Ⅵ齢級以下（森林整備協定造林にあつては、Ⅲ齢級以上Ⅶ齢級以下（Ⅶ齢級については、地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に発揮すべきものと定められている森林に存するものに限る。））	同上
	(6) 保育（天然更新型）	ア 下刈	別表第1 2(6)アと同じ。	別表第1 2(6)アと同じ。	同上
イ 雪起こし		別表第1 2(6)イと同じ。	別表第1 2(6)イと同じ。	同上	
ウ 除		下層木の健全な成長の促進を目的と	別表第1 2(6)ウ	同上	

		間伐 して行う不用木の除去、不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	に同じ。	
	(7) 育成複層林作業路開設	別表第1 2(7)に同じ。		同上
3 機能増進保育	(1) 抜き伐り等	別表第1 3(1)に同じ。	別表第1 3(1)に同じ。	同上
	(2) 機能増進保育作業路開設	別表第1 3(2)に同じ。		同上
4 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	健全な森林の造成又は保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費並びに諸掛費		同上
備考 被害地等森林整備事業は、森林被害の復旧等諸々の条件に応じた森林造成等を行うものとする。				

別表第4から別表第9までを削り、別表第10を別表第4とし、別表第11人工造林、県単松くい虫被害跡地造林事業及び県単学校造林事業の項中「、ひのき」の下に「その他針葉樹」を加え、「2,700本」を「2,000本」に改め、

「すぎ及びひのき以外の針葉樹（保全松林緊急保護整備事業の松林保護樹林帯造成にあつては、松くい虫の被害に抵抗性のある樹種に限る。）	4,000 #	を削り、「3,000 #
--	---------	--------------

」を「2,000 #」に改め、同表特殊林地改良事業の項中「**特殊林地改良事業**」を「**特定林地改良事業**」に改め、同表保全松林緊急保護整備事業（保全松林健全化整備）の項を削り、同表県単くぬぎ造林の項中「3,000 #」を「2,000 #」に改め、同表を別表第5とする。

○愛媛県告示第807号

愛媛県環境保全森林整備事業補助金交付規程（平成10年3月愛媛県告示第484号）の全部を次のように改正する。

平成15年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県居住地森林環境整備事業補助金交付規程

（補助の目的）

第1条 県は、居住地周辺の森林の整備等を実施することにより、森林を基軸とした居住環境の整備を推進し、もって山村と都市との共生及び対流を図り、緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境を広く創出するため、居住地森林環境整備事業を行うものに対し、この規程の定めるところにより、予算の範囲内で、補助金を交付する。ただし、当該事業に対し、国又は県から別に補助金その他の交付金が交付される場合は、この限りでない。

（補助対象事業の要件）

第2条 居住地森林環境整備事業は、次に掲げる要件に該当する森林において行うものとする。

- (1) 森林資源の状況、森林施業及び林業生産の動向、林道の整備状況、森林空間の総合利用の動向並びに生活環境施設の整備状況等を助案し、居住地森林環境整備事業を実施することが適当と認められる地区であること。
- (2) 居住地森林環境整備事業の実施につき、市町村、林業者、森林組合その他関係団体の意欲が高い地区であること。
- (3) その区域内に人口集中地区（統計法（昭和22年法律第18号）第4条に規定する国勢調査の結果に基づき設定された人口集中地区をいう。）を有する市町村で、人口がおおむね3万人以上であり、かつ、人口1万人当たりの森林面積がおおむね500ヘクタール以上であるものの区域内の森林であること。
- (4) 整備対象森林の面積がおおむね300ヘクタール以上であり、その大半が森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第4号の3に規定する公益的機能別施業森林区域に区分されていること。
- (5) 整備面積の合計が20ヘクタール以上であること。

3 居住地森林環境整備事業の規模は、1施行地につき、その面積が0.1ヘクタール以上とする。

4 前項の規定にかかわらず、米生産調整による水田跡地の施行地については、1施行地の面積が0.05ヘクタール以上

とする。

5 前項の規定は、水田農業経営確立対策実施要綱（平成12年4月1日付け12農産第1932号農林水産事務次官通知）に基づく水田農業経営確立対策の市町村別生産調整対策水田面積の目標が未達成の市町村の区域内における事業については、当該未達成となった年度の翌年度は、適用しない。

（補助対象事業の内容等）

第3条 居住地森林環境整備事業は、居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあい等に配慮して、森林の整備等を実施する事業で、フォレスト・コミュニティ総合整備事業計画に基づき実施するものとし、その区分、補助基準及び補助率は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1 1の項に規定する事業（苗木を植栽するものに限る。）で補助対象とするものは、別に定めるところによる苗木を使用し、かつ、別表第2に掲げる樹種及び本数の苗木を植栽するものに限る。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（事業主体）

第4条 事業主体（居住地森林環境整備事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町村
- (2) 森林法第2条第2項に規定する森林所有者
- (3) 森林組合
- (4) 生産森林組合
- (5) 森林整備法人
- (6) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に規定する団体

（補助金の交付申請等）

第5条 居住地森林環境整備事業に対する補助金の交付申請、交付決定等、請求及び交付条件については、愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の例による。

（補助金の交付決定の取消し等）

第6条 補助金の交付決定を受けたもの又は補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 居住地森林環境整備事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助金の交付決定を受けた居住地森林環境整備事業の施行地の森林以外の用途への転用、用途変更又は伐採除去をするとき。
- (2) この規程又は補助条件に違反したとき。
- (3) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。

（書類の経由）

第7条 この規程により知事に提出する書類は、施行地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

別表第1(第3条関係)

居住地森林環境整備事業

区 分	補 助 基 準 (経費の内訳)	補 助 率
1 居住地周辺森林整備	居住地周辺の森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等に要する経費及び諸掛費	知事が別に定める基準に基づいて査定した経費の10分の4以内
2 路側樹林帯整備	居住地周辺の森林内の道路の沿道における防災、景観等に配慮した森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、枝葉の除去、支障木の伐倒、伐倒木の搬出集積、巻枯らし、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等に要する経費	同上
3 居住地森林作業路等開設	居住地周辺の森林の整備及び管理並びに利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期間継続して利用される作業路の開設に要する経費	同上
4 附帯施設整備	居住地周辺の森林の多面的機能の保全を図ることを目的として行う標識類の整備、苗木置場、資機材置場等林内作業場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等の防火帯の整備並びに防火槽、用水路及び退避地の整備に要する経費	同上

別表第2（第3条関係）

植栽樹種及び本数

植栽区分	植栽樹種	植栽本数（1ヘクタール当たり）
皆伐により伐採した跡地等において、森林の造成を目的として行う苗木の植栽	すぎ、ひのきその他針葉樹	2,000本以上
	くぬぎ、なら類、かし類	2,000本以上
	きり	400本以上
	くぬぎ、なら類、かし類及びきり以外の広葉樹	2,000本以上
複数の樹冠層を有する森林（以下「育成複層林」という。）の造成を目的として行う樹下への苗木の植栽	すぎ、ひのき、まつ類、くぬぎ、なら類、かし類、けやき	600本以上
優良な単一の樹冠層を有する森林又は育成複層林の育成を目的として行う稚幼樹が少ない場合の植え込み	まつ類、くぬぎ、なら類、かし類、けやきその他有用樹	600本以上